

## 政務活動費に関する不正を戒め、 より適正な使用を推進するための決議

近年、地方議会においては大きな変革が行われている。それは、議会基本条例の制定や、通年議会の開催などにも見て取れるように、これまでには見られなかった新しい取り組みであり、これらの背景には二元代表制の一翼を担う議会において、議会がもつ権限と役割を十二分に発揮し、住民の負託に応えようとするものである。今後益々、地方議会が果たす役割は大きくなる事が予想される。

その一方で、一部の地方議員による政務活動費の用途を逸脱した不正使用等が発覚した。これらの事件は誠に遺憾であり、議会としても対岸の火事で終わらせる事なく、改めてその用途を見直し、住民に対して透明性の確保を図らなければならないと考える。

政務活動費はこれまでの政務調査費から名称を改めた上で、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」とされており、その用途の範囲を職務活動領域と活動実態に合わせて幅広く認めるものであり、これは、「公選職」としての議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにするものである。

我々、民進党所属自治体議員はこれらの経費の原資が公費であると言う事を改めて強く認識し、これまで以上に厳格な使用と、情報公開を進めるため次の事項を決議する。

### 記

1. 政務活動費の使用については、その用途に疑義が発生することのないよう、法令等を遵守し、説明責任を果たすこととする
2. 政務活動費に関する用途の点検については、議員個人はもとより、議会における点検体制の充実、強化に努め、逸脱した使用がないよう徹底する。
3. 政務活動費に関する説明責任を全うして行くため、ネットによる報告書の公開など、議会における一層の情報公開を進める。

以上

2017年1月23日  
民進党自治体議員局